

「第12次長崎県交通安全計画」（素案）に対する
パブリックコメントの募集結果について

「第12次長崎県交通安全計画」（素案）について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。
いただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1 募集期間

令和8年3月16日(月)～令和8年4月15日(水)

2 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

3 閲覧方法

- ・県ホームページに掲載
- ・県交通・地域安全課、県政情報コーナー（県庁県民センター内）
- ・各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）

4 意見件数

2件

5 意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・案に修正を加え、反映させたもの	
B	・案に既に盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な対策を遂行する中で反映させていくもの	
C	・今後検討していくもの	
D	・反映が困難なもの	
E	・その他（ご提案、ご意見、ご感想として承るもの）	2
	合 計	2

番号	区分	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
1	E	13	<p>13ページ「自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備」について。</p> <p>車道を自転車で走る場合、危険に感じるのは左折専用帯がある交差点を直進する時です。警察が公表した「自転車ルールブック」でも正しい直進方法は不明です。</p> <p>特に長崎市中心部にある様な第1通行帯と第2通行帯の両方が左折専用帯であるような交差点は、自転車が車道を走ることを想定されていない様に思えます。具体的な場所は市民病院の前や夢彩都前の交差点です。直進方法は次の4通りが考えられます。</p> <p>(1) 第1通行帯の左端から直進する。(2) 直進の車線へ進路変更してから直進する。(3) いったん左折して迂回しながら元の場所へ戻ってから直進する。(4) 下車して横断歩道を押して渡ってから直進する。</p> <p>まず、左折専用帯がある交差点の自転車の直進方法を決めること。道路改良が難しく現状維持の場合は上記のどの方法を推奨するか交差点で標識等で示すなどの対策をお願いしたい。</p>	<p>左折専用車線がある交差点を自転車で直進する場合でも、自転車は道路の左側端に寄って通行することが原則ですので、直進の車線に車線変更することなくそのまま直進することとなります。</p> <p>よって、</p> <p>左折専用車線を進行する車両がないか安全確認して直進する。</p> <p>一旦左折して迂回しながら反対側へ行く。</p> <p>下車して横断歩道を渡り反対側へ行く。</p> <p>等、現場の道路交通状況に応じて安全な通行方法を取っていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、県としましても、自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備については、大変重要と考えておりますので、県警等とも情報共有した上で、今後、各種対策を行っていく上での参考とさせていただきます。</p>
2	E	61	<p>61ページ「自転車の安全性の確保」について。</p> <p>自転車が車道を走る場合の安全対策としてバックミラー装着の推奨を明記した方がいい。後方確認でいちいち後ろを振り返るのはふらついて危ないですし、前方の不注意にもなります。安全運転の寄与に効果的ですので、バックミラーの装着を推奨したほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、自転車が車道を通行する際における後方確認の重要性については、交通安全の観点から重要であると認識しております。バックミラーの装着は、後方の安全確認を補助する有効な手段のひとつであると考えられます。</p> <p>一方で、自転車の構造や利用形態は多様であり、現行法令においてもバックミラーの装着は義務付けられていないことから、本計画では、車両通行時における確実な後方確認や安全な進路変更の徹底といった基本的な安全行動の周知に重点を置きつつ、バックミラーの活用を含め、自転車利用者の安全確保に資する取組について、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。</p>